

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和61年4月1日教委規則第6号）

最終改正:令和4年2月22日教育委員会規則第2号

改正内容:令和4年2月22日教育委員会規則第2号〔令和4年4月1日〕

○袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和61年4月1日教委規則第6号

改正

昭和62年3月24日教育委員会規則第3号
昭和63年3月30日教育委員会規則第3号
平成2年3月27日教育委員会規則第2号
平成5年3月30日教育委員会規則第2号
平成7年6月29日教育委員会規則第4号
平成8年6月28日教育委員会規則第4号
平成10年3月31日教育委員会規則第4号
平成14年4月1日教育委員会規則第22号
平成16年4月1日教育委員会規則第6号
平成17年11月29日教育委員会規則第11号
平成18年2月3日教育委員会規則第2号
平成23年3月1日教育委員会規則第2号
平成26年12月25日教育委員会規則第10号
令和3年3月25日教育委員会規則第4号
令和4年2月22日教育委員会規則第2号

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第4号。以下「条例」という。）第21条の規定により袖ヶ浦市社会体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の手続等）

第2条 条例第9条第1項の規定により、体育施設を利用しようとする者（プールの個人利用及びトレーニングルーム利用を除く。以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市社会体育施設利用（取消・変更）許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請者（本市に在住、在勤又は在学している者（以下「市内利用者」という。）に限る。）は、特別な場合を除き、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の1日から15日までの間に申請の予約を行わなければならない。この場合において、一の体育施設に複数の予約があったときは、当該施設を管理する指定管理者（以下「許可権限者」という。）は当該施設の利用許可を申請できる者（以下「予約申請者」という。）を抽選により選ぶものとし、当該予約をした者が1人であるときは、その者を予約申請者とする。

3 前項の抽選は、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の16日に行う。

4 予約申請者となった者は、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の17日から25日までの間に許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。この場合において、許可権限者の許可を受けることができなかった予約申請者は、その資格を失う。

5 許可権限者は、第2項前段に規定する申請の予約を行う期間に予約を行う者が存在しないときは、その期間の翌日後に、予約申請者となった者がその予約を取り消したとき及び前項後段の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、当該事実が発生した日以後に、最も早く予約を行った申請者（体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の25日までに予約を行える申請者は、市内利用者に限る。）を予約申請者とする。

6 前項の規定により予約申請者となった者は、当該予約に係る体育施設を利用しようとする日の3日前までに許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。この場合において、許可権限者の許可を受けることができなかった予約申請者は、その資格を失う。

7 許可権限者は、体育施設を利用しようとする日の2日前において予約を行う者が存在しないときは、同日以後最も早く予約を行った申請者を予約申請者とする。この場合において、当該予約申請者は、当該予約に係る体育施設を利用しようとする日までに許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。

8 申請者は、映画、音楽、興行等これらに類する催し物をする場合は、利用計画書を許可申請書に添付しなければならない。

（利用の許可）

第3条 許可権限者は、体育施設の利用を許可したときは、袖ヶ浦市社会体育施設利用（取消・変更）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を申請者に交付する。ただし、プールの個人利用及びトレーニングルーム利用の場合は、自動券売機の発行券をもってこれに代えるものとする。

（利用許可の順序）

第4条 利用許可の順序は、申請の順序によりこれを行う。ただし、許可権限者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（連続利用の制限）

第5条 同一利用者は、同一施設を引き続き5日を超えて利用することができない（プールの個人利用及びトレーニングルーム利用は除く。）。ただし、施設の管理上支障がないとき、又は許可権限者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

（利用時間）

第6条 体育施設の利用時間は、許可権限者の利用許可を受けた時間とし、準備及び現状回復に要する時間を含めるものとする。

- 2 体育施設の利用開始後の時間の延長は認めない。ただし、他の利用に支障がなく許可権限者がこれを認めたときは、この限りでない。
(利用制限の通知)
- 第7条 許可権限者は、条例第11条の規定により、体育施設の利用についてその許可を取り消し、又はその利用を制限したときは、袖ヶ浦市社会体育施設利用制限通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。
(特別設備等の設置)
- 第8条 体育施設の利用に際し、これを模様がえし、又は特別設備等を設置する場合は、許可申請書にあわせて袖ヶ浦市社会体育施設特別設備等設置許可申請書(様式第4号)を提出しなければならない。
(利用の取消し及び変更)
- 第9条 利用者がその利用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに許可申請書を許可権限者に提出しなければならない。
- 2 利用許可の変更は、他の利用に支障の生じない場合に限り許可する。
- 3 許可権限者は、利用の取消し又は変更を許可したときは、許可書を利用者に交付するものとする。
(使用料の徴収)
- 第10条 使用料は、利用の許可と同時に徴収する。
- 2 国又は地方公共団体が納入すべき使用料は、前項の規定にかかわらず別に納期を指定して徴収することができる。
(使用料の減免)
- 第11条 条例第16条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。
- 2 市内の公共的団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登録をしなければならない。
(使用料の不還付)
- 第12条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。
- (1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかったとき。 全額
- (2) 利用者が、利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。 半額
- (3) 条例第11条の規定により許可権限者がその利用を制限し、又はその許可を取り消した場合は、その都度状況に応じて教育委員会が定める。
- 2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、袖ヶ浦市社会体育施設使用料還付請求書(様式第5号)に使用料を納入したことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
(利用後の点検)
- 第13条 利用者は、利用後関係職員にその旨を告げて点検を受けなければならない。
(遵守事項)
- 第14条 利用者及び入場者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 入場人員は、許可人員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外に立入らないこと。
- (3) 特に許可を受けた者のほか、所定の場所に備え付けられた物件を移動しないこと。
(入場の制限)
- 第15条 許可権限者は、危険物、他人の迷惑になる物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者について、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
(袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
- (1) 袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和55年教育委員会規則第3号)
- (2) 袖ヶ浦町臨海スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則(昭和54年教育委員会規則第12号)
- 附 則(昭和62年教委規則第3号)
- この規則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和63年教委規則第3号)
- この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 附 則(平成2年教委規則第2号)
- この規則は、平成2年4月1日から施行する。
- 附 則(平成5年教委規則第2号)
- この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 附 則(平成7年教委規則第4号)
- この規則は、平成7年9月1日から施行する。
- 附 則(平成8年教委規則第4号)
- この規則は、平成8年7月25日から施行する。
- 附 則(平成10年教委規則第4号)
- この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則(平成14年教委規則第22号)
- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年教委規則第6号)
- (施行期日)
- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の改正規定は平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの規則の施行の日以後の使用の許可は、改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成17年教委規則第11号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年教委規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則第7条の規定及び袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定は、平成23年6月1日以後の使用及び利用から適用し、平成23年5月31日以前の使用及び利用については、なお従前の例による。

附 則(平成26年教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条に規定する登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日前において行うことができる。

附 則(令和3年3月25日教委規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年2月22日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

別表（第11条関係）

使用区分	減免する額
(1) 市(市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。)が、主催又は共催するとき。	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額
(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	全額
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5) 施設の指定管理者や管理運営団体が、施設の管理運営の目的で使用するとき。	全額
(6) 市社会教育関係団体連絡協議会に加入する団体(当該団体の傘下の団体は含まない。)が、その目的のために使用するとき。	全額
(7) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(8) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(9) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(11) その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 1 市内の公共的団体とは、国、県又は市と協力して活動している団体をいう。
- 2 市内の地域コミュニティ団体とは、地域住民の福祉の向上のための活動を行っている団体をいう。
- 3 市内の福祉団体とは、市民福祉の向上を目的として活動する団体をいう。
- 4 市内の高齢者団体とは、半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体で、高齢者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 5 市内の障害者福祉団体とは、半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体で、障害者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 6 社会体育施設で個人利用料金の設定がある施設で、障害者本人が個人利用した場合、全額減免とする。